



確定申告はスマホで！

～ スマホ申告説明会を開催します～

税務署では、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを利用した自宅からのe-Taxによる申告の推進に取り組んでいます。

そこで、e-Taxによる申告(提出)に不安がある方に、**スマートフォンとマイナンバーカード**を利用した申告手続(スマホ申告)を実感していただくため、「**スマホ申告説明会**」を開催いたします。

スマホ申告説明会会場一覧

開催日	定員	説明会会場	
令和7年1月22日(水)	各回20名	大刀洗町役場 3階大会議室	大刀洗町大字富多819
令和7年1月23日(木)	各回20名	久留米市田主丸総合支所 (田主丸保健センター) 2階研修室	久留米市田主丸町田主丸 459-11
令和7年1月27日(月)	各回30名	うきは市役所 3階大会議室	うきは市吉井町新治316
令和7年1月28日(火)	各回15名	久留米市城島総合支所 401会議室	久留米市城島町楢津743-2
令和7年1月29日(水)	各回30名	久留米市三潁総合支所 205会議室	久留米市三潁町玉満2779-1
令和7年1月30日(木)	各回20名	久留米市北野総合支所 101会議室	久留米市北野町中3245-3
令和7年1月31日(金)	各回30名	小郡市生涯学習センター 研修室	小郡市大板井1180-1

時間は、各会場とも、**①午前の部(10時開始)** **②午後の部(14時開始)**の2部制で、いずれも2時間程度を予定しています。

「スマホ申告説明会」への参加をご希望される方は**事前申込み**が必要ですので、**久留米税務署**にご連絡をお願いいたします(「スマホ申告説明会の申込み」とお伝えください)。



問合せ先

久留米税務署 個人課税1部門
Tel0942-32-4461

音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。



裏面へ

説明会に必要な書類等

説明会へお越しの際は、次の書類等を忘れずにご持参ください。

お持ちいただく書類等		確認欄
1	<p>お持ちのスマホ（マイナンバーカード読取対応のスマホ） ※「マイナポータルアプリ」の事前インストールをお願いします。</p> <p>iPhone の方はこちら→ </p> <p>Android の方はこちら→ </p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>マイナンバーカード及び発行時に設定した次のパスワード2つ ①利用者証明用電子証明書（数字4桁） ②署名用電子証明書（英数字6～16文字） ※パスワードが不明な方は、開催日の前日までに、お住まいの自治体の窓口で再設定をお願いします。詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせください。</p>	<input type="checkbox"/>
3	利用者識別番号（税務署で過去に発行した16桁の数字）をお持ちの方は、その番号及び暗証番号がわかるもの	<input type="checkbox"/>
4	令和6年分給与所得又は公的年金の源泉徴収票 （個人年金をもらっている方は、その支払調書等）	<input type="checkbox"/>
5	青色決算書又は収支内訳書 （事業所得及び不動産所得を申告される方は、ご自宅で作成してきてください。）	<input type="checkbox"/>
6	申告に必要な控除証明書 ・医療費の明細書（医療費控除を受けられる方は、医療費の領収証等から「医療費の明細書」をご自宅で作成してきてください。） ・ふるさと納税の証明書 など	<input type="checkbox"/>
7	上場株式の特定口座年間取引報告書 （令和5年分の申告で、譲渡損失額の繰り越しをされた方は、申告書付表の控えなど、各年の繰越額がわかるものもお持ちください。）	<input type="checkbox"/>
8	（不動産を売却した場合） ・不動産購入時・売却時の売買契約書 ・仲介手数料などの譲渡費用が分かる領収書 など	<input type="checkbox"/>
9	（還付申告の場合）申告された方の還付先口座番号がわかるもの	<input type="checkbox"/>

※ 上記4～8の書類等は、申告内容に応じて必要になりますので、ご不明な際は、**久留米税務署**へお問い合わせください。

もう税務署に行く必要はありません！



確定申告書等作成コーナーなら金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が完成します！



作成コーナー

